

訪問看護・介護予防訪問看護
契約書別紙（兼重要事項説明書）

福島赤十字訪問看護ステーション

様（利用者様）に対するサービスの提供開始にあたり、
当事業所が利用者様に説明する重要事項は次の通りです。

1.事業者の概要

事業所の名称	福島赤十字訪問看護ステーション
設置者	日本赤十字社 社長 清家 篤
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
事業所の所在地	〒960-8530 福島県福島市八島町 7 番 7 号
電話番号	024-526-3344
事業所番号	0760190140
管理者氏名	齋藤 泉
通常の事業の実施 地域	福島市内全域及び伊達市（伊達町、保原町、梁川町一部） 伊達郡桑折町

2.事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者様に対し、利用者様の意思及び人格を尊重し、適切な指定訪問看護サービス又は指定予防訪問看護サービスを提供することを目的とします
運営の方針	①住み慣れたご自宅で利用者様に合わせた生活が安心して送れるように 24 時間体制で支援します ②利用者様の心身の状況に応じて適切な看護を提供できるよう最善をつくします ③事業の実施にあたっては、主治医や関係する市町村、指定介護支援事業所との連携に努め利用者様にとってより良い看護を提供します

3.提供するサービスの内容

（1）訪問看護は利用者様の居宅において看護師その他省令で定めるものが療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき訪問看護サービス又は予防訪問看護サービスを行います。

サービス内容の例

- ①病状・障害・全身状態の観察
- ②入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③食事および排泄等日常生活の世話
- ④床ずれの予防・処置
- ⑤リハビリテーション
- ⑥ターミナルケア
- ⑦認知症利用者の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテーテル等の管理
- ⑩その他医師の指示による医療処置

(2) 事業者は訪問看護計画の作成を行い利用者様に説明します。

(3) 訪問看護計画は利用者様の希望及び心身の状況、主治医の指示等をふまえて作成し、必要に応じて変更します。

(4) 事業所は毎回の訪問時に訪問看護記録書を作成し保管（電子媒体も含む）します。利用者様の諸記録は完結日より 5 年間適正に保管します。

4.営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）及び創立記念日（5 月 1 日）を除きます
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで ただし、利用者様の希望に応じて、サービスの提供については 24 時間可能な体制を整えるものとします
時間外相談 対応	電話番号 024-526-3344（当番携帯電話に転送されます） 福島赤十字病院電話番号 024-534-6101（上記で連絡が取れない場合、状況をご説明ください。折り返し連絡します）

5.事業所の職員体制

従業者の職種	勤務形態・人数
管理者：看護師	常勤・1名 主治医の指示に基づき適切な訪問看護サービスの提供が行われるよう必要な管理を行います
看護師	常勤・4名 主治医の指示による訪問看護計画に基づき適切な訪問看護サービスにあたります

6.利用者負担金

利用者様よりいただく利用料金は、介護保険又は医療保険の法定利用料に基づく金額で、別紙の通りです。ただし、介護保険給付の支給額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

7.支払い方法

利用者様負担金は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者様負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後発行いたします。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の27日（祝休日の場合は直後の平日）に利用者様が指定する口座より引き落とします
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月末日までに、事業者が指定する口座にお振込みください なお、振込手数料は利用者様負担となります

8.緊急時及び事故発生時の対応方法

(1) 緊急時及び事故発生時にあたっては、緊急時対応のうえ主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

(2) 当事業者の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業者の責にその原因を認められる損害賠償については速やかに対応します。なお、当事業所は訪問看護保証制度に加入しております。

9.個人情報保護

(1) 事業者及び事業者に従事する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。

(2) 事業者は利用者及びその家族の有する問題や解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議において、利用者及びその家族の個人情報を、情報を共有するために用いることを本契約をもって同意したとみなします。

10.苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 024-526-3344 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) 当事業所以外に、市役所・国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口、担当介護支援専門員（ケアマネジャー）等に伝えることができます。

福島市相談窓口	福島市長寿福祉課長寿支援係 電話番号 024-525-7657 月曜日から金曜日（祝日及び12月29日から1月3日までを除く午前8時30分から午後5時）
---------	--

福島県国民健康保険団体連合会	苦情相談窓口専用電話番号 024-528-0040 （午前9時～午後4時まで 土・日・祝日を除く）
----------------	---

11.虐待防止に関する事項

当事業所では利用者様の人権の擁護・虐待等防止のために職員研修や苦情処理体制の整備等を行っています。

12.サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取り扱い。

(2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容態の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業者へご連絡ください。

13.サービス利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画書作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始します。なお、居宅サービス計画の作成を行っている場合はこれに従って計画的にサービスを提供します。

(2) サービスの終了

①利用者様の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了する7日前までに、お申し出ください

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

- ・事業者は、利用者等の著しい不信行為により契約の継続が困難になった場合、その理由を記載し文書又は口頭によりこの契約を解除することができます。

- ・事業者は、事業の安定的な運営が困難となった場合や事業所の統廃合があった場合は、その理由を記載した文章により契約を解除することができます。この場合は、利用者の主治医と協議し、利用者様に不利益が生じないよう必要な措置をとります。

③自動終了（以下に該当する場合は、通知がない場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・利用者様が医療機関または介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者様が死亡した場合
- ・主治医により訪問看護が必要なしと判断された場合

1 4 .社会情勢及び天災について

- (1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業所の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。
- (2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業所の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を事業所は負わないものとします。

事業所は、利用者へのサービス提供開始にあたり上記の通り重要事項、利用料金等について説明しました。

所在地	〒960-8530 福島市八島町 7 番 7 号
代表者名	所長 齋藤 泉 印
電話番号	024-526-3344
FAX 番号	024-526-3322
説明者名	

また、この文章が契約書の別紙（一部）についても同意します。

現住所	〒
氏名（自署）	
電話番号	

現住所	〒
氏名（自署）	
電話番号	
利用者との続柄	配偶者・父母・子・兄弟（姉妹）・祖父母 その他（ ）

* 氏名(自署)欄は自署の場合押印不要です。代筆の場合は押印をお願いします。

別紙 訪問看護利用料

訪問看護費（介護保険）

要支援 1～2	サービス内容 略称	単位数	利用者負担額 1 割	2 割	3 割
20 分未満	訪問看護 I 1	303	303 円	606 円	909 円
30 分未満	訪問看護 I 2	451	451 円	902 円	1353 円
30 分以上 60 分未満	訪問看護 I 3	794	794 円	1588 円	2383 円
60 分以上 1 時間 30 分未満	訪問看護 I 4	1090	1090 円	2180 円	3270 円
早朝（午前 6 時～午前 8 時）・夜間（午後 6 時～午後 10 時）は 25%増 深夜（午後 10 時～午前 6 時）は 50%増 但し、緊急訪問の場合にのみ 2 回目以降加算される					

要介護 1～5	サービス内容 略称	単位数	利用者負担額 1 割	2 割	3 割
20 分未満	訪問看護 I 1	314	314 円	628 円	942 円
30 分未満	訪問看護 I 2	471	471 円	942 円	1413 円
30 分以上 60 分未満	訪問看護 I 3	823	823 円	1646 円	2469 円
60 分以上 1 時間 30 分未満	訪問看護 I 4	1128	1128 円	2256 円	3384 円
早朝（午前 6 時～午前 8 時）・夜間（午後 6 時～午後 10 時）は 25%増 深夜（午後 10 時～午前 6 時）は 50%増 但し、緊急訪問の場合にのみ 2 回目以降加算される					

加算（介護保険）

加算の種類・要件	サービス内容略称	単位数	利用者負担額 1 割	2 割	3 割
緊急時訪問看護加算 （月 1 回） 利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ必要時に緊急訪問を行う体制がある場合	緊急時訪問看護加算 Ⅰ	600	600 円	1200 円	1800 円
	緊急時訪問看護加算 Ⅱ	574	574 円	1148 円	1722 円
特別管理加算 （月 1 回） 特別な管理を必要とする利用者に対しサービスの実施に関する計画的な管理を行った場合	特別管理加算（Ⅰ）	500	500 円	1000 円	1500 円
	特別管理加算（Ⅱ）	250	250 円	500 円	750 円
看護体制強化加算 （月 1 回） 当該加算の体制を満たす場合	看護体制強化加算（Ⅰ）	550	550 円	1100 円	1650 円
	看護体制強化加算（Ⅱ）	200	200 円	400 円	600 円
ターミナルケア加算 （当該月） 利用者の死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合	ターミナルケア加算	2500	2500 円	5000 円	7500 円
サービス提供体制加算 （1/回） 当該加算の体制を満たす場合	サービス提供体制加算 Ⅰ	6	6	12	18
	サービス提供体制加算 Ⅱ	3	3	6	9

長時間訪問看護加算 (1回につき) 特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合		長時間訪問看護加算	300	300 円	600 円	900 円
複数名訪問看護加算 (1回につき) 同時に複数の看護師等が1人の利用者に対し訪問看護を行った場合	30分未満	複数名訪問加算(Ⅰ) (看護師等)	254	254 円	508 円	762 円
	30分以上		402	402 円	804 円	1206 円
	30分未満	複数名訪問加算(Ⅱ) (看護師補助者)	201	201 円	402 円	603 円
	30分以上		317	317 円	634 円	951 円
遠隔死亡診断補助加算 当該加算の算定を満たす場合			150	150 円	300 円	450 円
専門管理加算 (1月に1回) 当該加算の算定を満たす場合			250	250 円	500 円	750 円
口腔連携強化加算 (1月に1回) 当該加算の算定を満たす場合						
退院時共同指導加算		退院時共同指導加算	600	600 円	1200 円	1800 円
初回加算		初回加算Ⅰ	350	350 円	700 円	1050 円
		初回加算Ⅱ	300	300 円	600 円	900 円

◎運営規程で定めたその他の費用（利用者負担 10 割）

交通費	通常の実施地域を超えてサービスを提供する場合、通常実施地域の境から住居地までの実走距離で計算（実走 1km まで 100 円 1km を超える場合は 1km 毎 100 円）
* 死亡時処置料（処置セット代・消費税を含む） 11,000 円	
* 日常生活用具、物品、材料費等は実費とさせていただきます	

訪問看護費（医療保険）

		料金	基本利用料（利用者負担金）		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問看護基本療養費Ⅰ （1日につき）	週3日目まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	週4日目以降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
緩和・褥創・人工肛門膀胱ケアの 専門看護師		12,850 円	1,285 円	2,570 円	3,855 円
訪問看護基本療養費Ⅱ （1日につき）	週3日目まで	2,780 円	278 円	556 円	834 円
	週4日目以降 同一建物居住 者への訪問看護	3,280 円	328 円	656 円	984 円
緩和・褥創・人工肛門膀胱ケアの 専門看護師		12,850 円	1,285 円	2,570 円	3,855 円
訪問看護基本療養費Ⅲ	入院中（外泊 時1～2回）	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円
管理療養費 （1日につき）	管理療養費Ⅰ				
	1日目	7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円
	2日目以降	3,000 円	300 円	600 円	900 円
	管理療養費Ⅱ				
	1日目	7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円
	2日目以降	2,500 円	250 円	500 円	750 円
訪問看護情報提供 療養費	月1回	1,500 円	150 円	300 円	450 円

加算（医療保険）

加算の種類・要件		料金	基本利用料（利用者負担金）		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
難病等複数回 訪問看護加算	1 日 2 回	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	1 日 3 回以上	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
緊急時訪問看護加算 （緊急訪問 1 日につき） 利用者やその家族等の緊急の求めに応じて計画外の訪問看護を行った場合		2,650 円	265 円	530 円	795 円
複数名訪問看護加算（週 1 回） 必要があって同時に複数の看護師等による訪問看護を実施した場合		4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
長時間訪問看護加算/90 分 （要件により 1～3 回）		5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
24 時間対応体制加算（月 1 回） 利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ必要時に緊急訪問を行う体制がある場合	イ	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
	ロ	6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円
特別管理加算（月一回） 特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合	重	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
	軽	2,500 円	250 円	500 円	750 円
退院時共同指導加算（適応時）		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算（適応時）		2,000 円	200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算（適応時）		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
夜間・早朝訪問看護加算 18 時～22 時/6 時～8 時		2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算 22 時～翌 6 時		4,200 円	420 円	840 円	1,260 円

在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (適応時/月 2 回まで)	2,000 円	200 円	400 円	600 円
ターミナルケア療養費 (適応時) 利用者の死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
ベースアップ評価料 (I) (II) 適応時 1 回/月 主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合算定	(I) 780 円 (II) は 料金変動 あり	78 円	156 円	234 円

差額実費費用	
1	加算算定日以外の 90 分を超える訪問看護 30 分毎 1,500 円
2	営業日以外の訪問看護加算 1 時間毎 2,000 円
3	死亡時処置料 (処置セット代・消費税を含む) 11,000 円
	* 日常生活用具、物品、材料費等は実費とさせていただきます。

交通費	片道 5km まで	200 円 (税込)
	片道 5.1km～10km まで	400 円 (税込)
	片道 10.1km 以上	600 円 (税込)